

国会公契第6号
令和8年6月23日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

○工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>○工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領</p> <p style="text-align: right;">昭和41年12月23日 建設省厚第79号 最終改正 令和8年6月23日 国会公契第6号</p> <p>(目的) 第1 工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第2第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(総合点数) 第2 選定要領第2第二号の総合点数は、同号イの客観的事項（共通事項）（以下「客観的事項（共通事項）」という。）について算定した点数（以下「経営事項評価（共通）点数」という。）に同号ロの主観的事項（特別事項）（以下「主観的事項（特別事項）」という。）について算定した点数（以下「技術評価（特別）点数」という。）を加えて算定するものとする。</p> <p>(経営事項評価（共通）点数) 第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和8年国土交通省告示第262号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和8年6月30日以前に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等（選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。）の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一 選定要領第2第二号イの(イ)に掲げる項目（以下「年間平均完成工事高」という。）の点数は、旧告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。</p>	<p>○工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領</p> <p style="text-align: right;">昭和41年12月23日 建設省厚第79号 最終改正 令和7年2月26日 国会公契第37号</p> <p>(目的) 第1 工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第2第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(総合点数) 第2 選定要領第2第二号の総合点数は、同号イの客観的事項（共通事項）（以下「客観的事項（共通事項）」という。）について算定した点数（以下「経営事項評価（共通）点数」という。）に同号ロの主観的事項（特別事項）（以下「主観的事項（特別事項）」という。）について算定した点数（以下「技術評価（特別）点数」という。）を加えて算定するものとする。</p> <p>(経営事項評価（共通）点数) 第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和4年12月31日以前に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等（選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。）の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一 選定要領第2第二号イの(イ)に掲げる項目（以下「年間平均完成工事高」という。）の点数は、旧告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第一の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。</p>

二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、旧告示第一の三に規定する項目について、旧告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、旧告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、旧告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、旧告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X：旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、旧告示第一の三に規定する項目について、旧告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、旧告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、旧告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、旧告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X：旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(フ)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数及び若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

(イ)～(カ)の点数の合計点数×10×175/200

(イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、旧告示第一の四の1の(一)から(六)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

(ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第14の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

(ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数とする。

(ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、旧告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表第17の点数の欄に掲げる点数とする。

(ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況のうち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、旧告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表第18の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヘ) 営業年数の点数は、旧告示別表第十一の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヘ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、旧告示別表第十二の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。

(ト) 防災協定締結の有無の点数は、旧告示別表第十三の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。

算式

(イ)～(フ)の点数の合計点数×10×190/200

(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

(新設)

(ロ) 営業年数の点数は、旧告示別表第六の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。

(ハ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、旧告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。

(ニ) 防災協定締結の有無の点数は、旧告示別表第八の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。

- (イ) 法令遵守の状況の点数は、旧告示別表第十四の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ロ) 監査の受審状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 公認会計士等の点数は、旧告示別表第十六の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 研究開発の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十八の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、旧告示別表第十九の(1)から(8)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。

(削除)

(削除)

四 経営事項評価(共通)点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和8年7月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 年間平均完成工事高の点数は、新告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第一の区分(道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分)に応じ、別表1の点数の欄

- (イ) 法令遵守の状況の点数は、旧告示別表第九の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ロ) 監査の受審状況の点数は、旧告示別表第十の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ハ) 公認会計士等の点数は、旧告示別表第十一の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 研究開発の状況の点数は、旧告示別表第十二の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十三の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数は、旧告示別表第十四の(1)から(4)までの区分に応じ、別表14の点数の欄に掲げる点数とする。

- (ウ) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (エ) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価(共通)点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 年間平均完成工事高の点数は、新告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第一の区分(道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分)に応じ、別表1の点数の欄

に掲げる点数とする。

二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、新告示第一の三に規定する項目について、新告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、新告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、新告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、新告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、新告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X：新告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

に掲げる点数とする。

二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値（鋼橋上部工事においては鋼構造物工事に係る数値、プレストレスト・コンクリート工事においては土木一式工事に係る数値、法面処理工事においてはとび・土工・コンクリート工事に係る数値を除く。）のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、新告示第一の三に規定する項目について、新告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第四及び別表第五の区分（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分）に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、新告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる方法により得られた区分又は数値）から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、新告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、新告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、新告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X：新告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算式

(イ)～(ロ)の点数の合計点数×10×175/200

(イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(三)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$Y1 \times 15$

この式においてY1は、次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数
(削除)

(ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第14の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

(ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表16の点数の欄に掲げる点数とする。

(ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

(ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表26の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヘ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組のうち、建設技術者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の点数は、新告示別表第十一の(1)又は(2)の区分に応じ、別表25の点数の欄に掲げる点数とする。

(ト) 営業年数の点数は、新告示別表第十二の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。

(チ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十三の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。

(リ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十四の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。

算式

(イ)～(ロ)の点数の合計点数×10×175/200

ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における点数は、次の算式によって計算した点数とする。

(イ)～(ロ)の点数の合計点数×10×190/200

(イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(六)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算式

$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y1：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

(ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

(ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

(ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表18の点数の欄に掲げる点数とする。

(ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。

(新設)

(ト) 営業年数の点数は、新告示別表第十一の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。

(チ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十二の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7の点数の欄に掲げる点数とする。

(リ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十三の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8の点数の欄に掲げる点数とする。

- (x) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十五の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (u) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十六の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (v) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十七の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (w) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十八の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (h) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十九の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (z) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第二十の(1)から(8)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価(共通) 点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

(技術評価(特別)点数)

第4 技術評価(特別)点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表20の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表21の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

一 選定要領第2第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。)又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。)ごとに、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易

- (y) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十四の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9の点数の欄に掲げる点数とする。
- (x) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十五の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10の点数の欄に掲げる点数とする。
- (u) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十六の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11の点数の欄に掲げる点数とする。
- (v) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12の点数の欄に掲げる点数とする。
- (w) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13の点数の欄に掲げる点数とする。
- (h) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の(1)から(8)までの区分に応じ、別表20の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価(共通) 点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

(技術評価(特別)点数)

第4 技術評価(特別)点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表21の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表22の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数(小数点以下は切り上げ。)とする。

一 選定要領第2第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。)又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。)ごとに、請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国官技第92号)第5、官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号)第5及び請負工事成績評定要領(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易

度評価に基づき付した別表22の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。) 、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。) 、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表23の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。) 、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。) 及び実績工事の区分に応じ別表24の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。) を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料(以下「技術提案等」という。) を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。) については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点) に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられる得点をいう。) を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。) に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

二 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事(都道府県が発注した工事のうち地方整備局又は官庁営繕部が所掌する希望工事種別に属する工事に限る。以下「都道府県工事」という。) ごとに、工事成績評定表による評定点合計から都道府県ごとに算出された平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする。) に工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、調整係数及び直近係数を乗じた点数を算出し、すべての都道府県工事に係る当該点数を合計し、0.5を乗じた点数とする。

2 前項第一号の成績評点が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。

3 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事については、第1項第一号の規定の適用においては、点数の算出対象としないものとする。

(共同企業体の特例)

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知

度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。) 、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。) 、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表24の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。) 、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。) 及び実績工事の区分に応じ別表25の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。) を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料(以下「技術提案等」という。) を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。) については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点) に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられる得点をいう。) を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。) に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

二 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事(都道府県が発注した工事のうち地方整備局又は官庁営繕部が所掌する希望工事種別に属する工事に限る。以下「都道府県工事」という。) ごとに、工事成績評定表による評定点合計から都道府県ごとに算出された平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする。) に工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、調整係数及び直近係数を乗じた点数を算出し、すべての都道府県工事に係る当該点数を合計し、0.5を乗じた点数とする。

2 前項第一号の成績評点が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。

3 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事については、第1項第一号の規定の適用においては、点数の算出対象としないものとする。

(共同企業体の特例)

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知

を受けている者及び令和8年7月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

- 2 年間平均完成工事高の点数は、構成員ごとに算出した年間平均完成工事高の和に基づいて第3第一号の規定により算出した点数とする。
- 3 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、構成員ごとに算出した技術職員の和及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和に基づいて第3第二号の規定によりそれぞれ点数を算出し、技術職員の点数について0.8を乗じたもの及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数について0.2を乗じたものを合計した点数とする。
- 4 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、構成員ごとに算出した自己資本額の和及び平均利益額の和に基づいて第3第三号イの規定によりそれぞれ算出した点数を合計した点数を2で除した点数とする。
- 5 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、構成員ごとに第3第1項第三号ロの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 6 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち社会性等の点数は、構成員ごとに第3第三号ハの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 7 選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、構成員ごとに第4の規定により算定した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。

(協業組合の特例)

- 第6 協業組合(選定要領第5第2項第六号に規定する協業組合をいう。以下同じ。)の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、建設業における協業組合の取扱いについて(昭和53年10月31日付け建設省計振発第70号)並びに次項及び第3項に定めるところによるものとする。
- 2 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合であつて前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があつたもの(以下「新規組合員加入組合」という。)については、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数の算定に当たり、新規加入の組合員の完成工事を新規組合員加入組合の完成工事とみなすものとする。
 - 3 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合であつて主観的事項の審査基準日の前日までの4年間において工事を完成した組合員があるものについては、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、組合及び当該組合員ごとに第4の規定により算定した点数の

を受けている者及び令和5年1月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

- 2 年間平均完成工事高の点数は、構成員ごとに算出した年間平均完成工事高の和に基づいて第3第一号の規定により算出した点数とする。
- 3 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、構成員ごとに算出した技術職員の和及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和に基づいて第3第二号の規定によりそれぞれ点数を算出し、技術職員の点数について0.8を乗じたもの及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数について0.2を乗じたものを合計した点数とする。
- 4 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、構成員ごとに算出した自己資本額の和及び平均利益額の和に基づいて第3第三号イの規定によりそれぞれ算出した点数を合計した点数を2で除した点数とする。
- 5 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、構成員ごとに第3第1項第三号ロの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 6 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち社会性等の点数は、構成員ごとに第3第三号ハの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 7 選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、構成員ごとに第4の規定により算定した点数の和を全構成員の数で除して得た点数(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。

(協業組合の特例)

- 第6 協業組合(選定要領第5第2項第六号に規定する協業組合をいう。以下同じ。)の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、建設業における協業組合の取扱いについて(昭和53年10月31日付け建設省計振発第70号)並びに次項及び第3項に定めるところによるものとする。
- 2 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合であつて前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があつたもの(以下「新規組合員加入組合」という。)については、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数の算定に当たり、新規加入の組合員の完成工事を新規組合員加入組合の完成工事とみなすものとする。
 - 3 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合であつて主観的事項の審査基準日の前日までの4年間において工事を完成した組合員があるものについては、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、組合及び当該組合員ごとに第4の規定により算定した点数の

和を当該組合員の数に1を加えた数（組合に主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事が無いときは、当該組合員の数）で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

（企業組合の特例）

第7 企業組合（選定要領第5第2項第六号に規定する企業組合をいう。）の経営事項評価点数及び技術評価点数は、協業組合の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に準じて算定するものとする。

附 則

この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

附 則（令和4年11月22日付け国会公契第21号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和5年1月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和7年2月26日付け国会公契第37号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の工事請負業者の資格を定める算定要領に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月23日付け国会公契第6号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領については、令和8年7月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

沿革

- 1 昭和42年 3月30日一部改正
- 2 昭和44年12月15日一部改正
- 3 昭和48年 2月 2日一部改正
- 4 昭和48年11月27日一部改正
- 5 昭和48年11月27日一部改正
- 6 昭和51年12月 1日一部改正
- 7 昭和53年11月10日一部改正
- 8 昭和55年10月11日一部改正
- 9 昭和63年12月 2日一部改正
- 10 平成 5年 3月 1日一部改正
- 11 平成 6年11月14日一部改正
- 12 平成 9年 8月 8日一部改正

和を当該組合員の数に1を加えた数（組合に主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事が無いときは、当該組合員の数）で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

（企業組合の特例）

第7 企業組合（選定要領第5第2項第六号に規定する企業組合をいう。）の経営事項評価点数及び技術評価点数は、協業組合の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に準じて算定するものとする。

附 則

この要領は、昭和41年12月23日から適用する。

附 則（令和4年11月22日付け国会公契第21号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和5年1月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和7年2月26日付け国会公契第37号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の工事請負業者の資格を定める算定要領に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

沿革

- 1 昭和42年 3月30日一部改正
- 2 昭和44年12月15日一部改正
- 3 昭和48年 2月 2日一部改正
- 4 昭和48年11月27日一部改正
- 5 昭和48年11月27日一部改正
- 6 昭和51年12月 1日一部改正
- 7 昭和53年11月10日一部改正
- 8 昭和55年10月11日一部改正
- 9 昭和63年12月 2日一部改正
- 10 平成 5年 3月 1日一部改正
- 11 平成 6年11月14日一部改正
- 12 平成 9年 8月 8日一部改正

13 平成10年11月30日一部改正
14 平成13年 3月30日一部改正
15 平成15年 3月31日一部改正
16 平成17年 3月22日一部改正
17 平成19年 3月29日一部改正
18 平成21年 3月27日一部改正
19 平成23年 3月31日一部改正
20 平成25年 3月25日一部改正
21 平成27年 3月31日一部改正
22 平成29年 3月 8日一部改正
23 平成30年 2月15日一部改正
24 平成31年 3月 6日一部改正
25 令和 2年 3月31日一部改正
26 令和 3年 3月 5日一部改正
27 令和 3年 3月26日一部改正
28 令和 4年11月22日一部改正
29 令和 5年 2月17日一部改正
30 令和 5年 2月24日一部改正
31 令和 7年 2月26日一部改正
32 令和 8年 6月23日一部改正

13 平成10年11月30日一部改正
14 平成13年 3月30日一部改正
15 平成15年 3月31日一部改正
16 平成17年 3月22日一部改正
17 平成19年 3月29日一部改正
18 平成21年 3月27日一部改正
19 平成23年 3月31日一部改正
20 平成25年 3月25日一部改正
21 平成27年 3月31日一部改正
22 平成29年 3月 8日一部改正
23 平成30年 2月15日一部改正
24 平成31年 3月 6日一部改正
25 令和 2年 3月31日一部改正
26 令和 3年 3月 5日一部改正
27 令和 3年 3月26日一部改正
28 令和 4年11月22日一部改正
29 令和 5年 2月17日一部改正
30 令和 5年 2月24日一部改正
31 令和 7年 2月26日一部改正